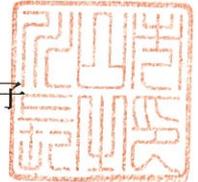


川子総発第56号
令和8年2月13日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船津 由徳 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年10月30日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（子ども総務課）

子ども総務課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和7年12月16日に開催した令和7年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設認可部会に係る委員報酬において、令和8年1月14日に支給しました。

川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を課内全職員で再確認し、川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の日額報酬について、条例に基づき遺漏なく支出するため、事務を改めました。

